

税務判例検討：資本剰余金と利益剰余金の 双方を原資とする剰余金の配当 (最高裁令和3年3月11日判決)

執筆者： 弁護士 公認会計士 北村 導人
 弁護士 岡本 高太郎

June 30, 2021

In brief

最高裁判所は、2021年(令和3年)3月11日、内国法人が外国の子会社から受領した剰余金の配当(資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当)に係る法人税法上の取扱いを争点とした事案(以下「本件」)につき、国の上告を棄却し、納税者勝訴の判決を下しました(以下「本件判決」)。

本件は、東京地裁平成29年12月6日判決(以下「第一審判決」)及び東京高裁令和元年5月29日判決(以下「控訴審判決」)の上告審であり、第一審判決も控訴審判決もいずれも納税者勝訴の判決を下していました。これらについては、2018年10月に当法人が発行した[ニュースレター](#)及び2020年2月に当法人が発行した[ニュースレター](#)をご参照ください。

本件判決は、法人税法(以下「法」)24条1項3号(当時)の「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」の意義につき、控訴審の判断を覆し、「利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われ剰余金の配当」を含むものとししました。その上で、当該法人税法の規定の委任をうけた法人税法施行令(以下「法令」)23条1項3号(当時)の規定について「利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、…法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである」として、結論的には、納税者勝訴の判断を下しました。これらの判断は、今後の配当等の実務にも影響を与え得るものとして注目に値するため、本稿では、本件判決の紹介と若干の検討を行います。

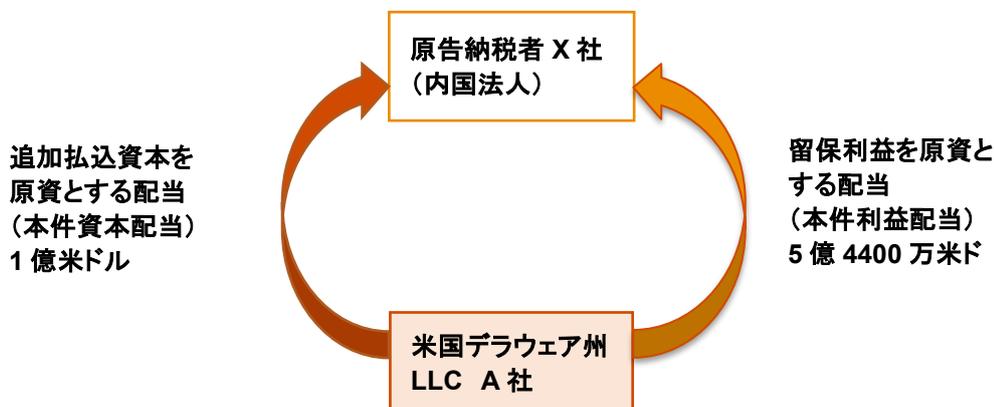
In detail

1. 事案の概要

本件の事案の概要は以下のとおりです。

本件において、内国法人 X 社は、平成24年11月にその外国の子会社(米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー(LLC))A社から受けた、資本剰余金と利益剰余金のそれぞれを原資とする剰余金の分配(以下「本件配当」)計6億4400万米ドル(512億1088万円)につき、その原資に着目し、(i)留保利益を原資とする配当(以下「本件利益配当」)5億4400万米ドル(432億5344万円)と、(ii)払込資本を原資とする配当(以下「本件資本配当」)1億米ドル(79億5100万円)を下記のように処理しました。

- ① 留保利益(我が国における利益剰余金に相当)を原資とする配当(本件利益配当)432億5344万円:その5%に相当する約21億6267万円を控除した**約410億9076万円を益金不算入**
- ② 追加払込資本(我が国における資本剰余金に相当)を原資とする配当(本件資本配当)79億5100万円:みなし配当とされる金額はない。X社が有するA社持分の帳簿価額(**約208億6980万円**)との**差額につき、有価証券譲渡損失として約129億1880万円を損金の額に算入**(法61条の2第1項)



これに対し、課税当局は、本件配当は、本件資本配当と本件利益配当の効力発生日を同日とするものであり、A社の役員会及びA社の唯一の社員であるX社が一つの同意書においてこれらを採用したものであるから、本件配当の全体が、法24条1項3号(現行法24条1項4号)所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」(資本の払戻し)に該当するものであるとした上で、これに従って計算すると、みなし配当の金額は約4億3294万米ドル(約344億2323万円)であり、有価証券譲渡損失は約40億8860万円であるとして、かかる益金不算入過大額及び損金算入過大額を否認し、繰越連結欠損金額を約149億円から69億円に減額する旨の更正処分(以下「**本件更正処分**」)を、平成26年4月に行いました。

本件は、X社が、本件更正処分を不服として、その取消しを求めた事案です(第一審では、東京地裁により平成29年12月にX社勝訴の判決が下され、また、その控訴審でも東京高裁により令和元年5月にX社勝訴の判決が下されたため、被告である国が控訴しました)。

(1) 本件配当に係る手続

A社は、平成24年11月12日付けで、デラウェア州LLC法及びLLC契約に基づき、A社の唯一の社員であるX社との間で、以下の内容の同意書(以下「**本件同意書**」)及びその添付書類である各決議書(以下「**本件各決議書**」)を取り交わしています。

- ① 本件同意書: A社及びX社の代表者は、同意書に添付された各決議書について、効力発生日を平成24年11月12日として採択することに同意
- ② 決議書A: A社の複数子会社において配当によりA社に資金を還流させることを許可する権限をA社に付与
- ③ 決議書B: A社に対し、発行する株式の額面金額を1米ドルから0.5米ドルに減額することで、資本金の額を減少させ、その減少額を追加払込資本に振り替える権限を付与
- ④ 決議書C: A社に対し、**追加払込資本の払戻し(本件資本配当)**として、X社に対して**1億米ドルの分配**を行う権限を付与
- ⑤ 決議書D: A社に対し、**留保利益から原告に対して5億4400万米ドルの分配(本件利益配当)**を行う権限を付与

(2) 本件配当に係る A 社の会計処理等

A 社は、平成 24 年 11 月に、追加払込資本(Additional Paid In Capital)1 億米ドル及び留保利益(Retained Earnings)5 億 4400 万米ドルをそれぞれ減少させる会計処理を行っており、それぞれ X 社に対する送金手続が行われています(ここで追加払込資本は我が国における資本剰余金に、留保利益は我が国における利益剰余金に相当するものとされています)。なお、A 社から X 社に対する本件配当がなされる前に、A 社は、その子会社である S 社から、6 億 4400 万米ドルの資金を受領しているところ、当該資金移動につき、S 社では、同額につき留保利益(Retained Earnings)を減少させる会計処理が行われ、A 社では、同額につき配当収入(Dividend Income)を増加させる会計処理が行われていました。

2. 東京高裁の判断

最高裁判所の判断を紹介する前に、東京高裁の判断をまずご紹介します。

(1) 争点 1: 法 24 条 1 項 3 号所定の「資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。))」の意義等について

東京高裁は、この点について、以下のとおり判示しました。

法 24 条 1 項 3 号では、「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの・)」と定められているところ、「資本剰余金」の意義については、会社法等におけるのと別異に解すべきことを示すべき規定はなく、「もの」とは「剰余金の配当」を意味する。「…に伴う」は、「後者が前者と同時に生ずる場合、前者の変化等に応じて後者も変化等をする場合、あるいは前者が後者の契機となっているような場合に用いられるものと解される」。かかる「…に伴うもの」の用法を踏まえ、法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号は、配当の原資に着目し、会社法上の概念を前提として、株主拠出部分と法人稼得利益とを峻別する仕組みの一つとして改正されたものと解されることを併せ考慮すると、法 24 条 1 項 3 号の「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの・)」とは、「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当…」をいうものと解するのが文理上自然であると考えられる。(太字・下線は筆者らによる。以下同じ。)

その上で、「剰余金の配当」が、法 24 条 1 項 3 号「の対象となるかどうかは、会社法等の規定に従って株主総会等の決議によって行われた個々の配当ごとに、その原資に応じて判断されるとするのが自然な帰結であると解される。」

もともと、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合について、別個の配当が行われたものとして原資に応じて法 24 条 1 項 3 号及び法 23 条 1 項 1 号をそれぞれ適用するとすると、いずれの配当が先に行われたかが問題」となり得る。それ故、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、配当の先後関係によって課税関係に差異が生ずるようなときには、例外的に、これを法 24 条 1 項 3 号の「資本の払戻し」として整理し、…このような配当は、法 24 条 1 項 3 号の規律に服するとすることには合理性があると考えられる。」

(2) 争点 2: 本件資本配当と本件利益配当とは別個独立のものか、又は 1 個のものか

東京高裁は、上記に示したところから、「本件資本配当に法 24 条 1 項 3 号が、本件利益配当には法 23 条 1 項 1 号がそれぞれ適用されることになり、…(当該争点)について判断することを要しないと解される」としつつも、「事案の内容及び本件の経緯に鑑みて、念のため」判断するとして、続けて、本件資本配当と本件利益配当が単一のものか否かについて、以下のような判示をしました。

「本件資本配当に係る本件決議書 C と本件利益配当に係る本件決議書 D とは別個のものである以上、被控訴人が A 社の一人株主であり、本件同意書によって両決議書記載の決議がされたとしても、私法上は別個の決議がされたと評価されるものである。…A 社に係る LLC 契約 5.4 条が、本件配当を含む分配は、『役員会が決定した時期及び総額において社員に対して行うものとする』と規定していること…に鑑みると、本件資本配当に係る決議及び本件利益配当に係る決議は、別個のものとして順次、かつ、各配当の承認のほか、これらを実行することを含むものであったと認められる。」

(3) 争点3: 施行令23条1項3号は法24条3項の委任の範囲を超えない適法なものか

裁判所は、「本件の経緯に鑑みて、念のため、仮に、本件配当全体について法24条1項3号が適用されると解した場合には、施行令23条1項3号が法24条3項による委任の範囲を逸脱するものであるかについて検討する」として、この点については、「本件配当のうち本件利益配当の原資が留保利益（利益剰余金）であるにもかかわらず、これに資本配当として課税がされることとなるため、このような場合には、法令23条1項3号の定め適用に当たり、「当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効」となる旨判示しています。

3. 最高裁判所の判断

(1) 法24条1項3号所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義等について

上記の東京高裁の判断に対し、最高裁判所は、以下のように述べて、「資本剰余金の減少に伴うもの」に関する東京高裁の解釈を否定しました。

「平成18年改正後の法人税法においては、23条1項1号と24条1項3号の適用の区別につき、会社財産の払戻しの手続きの違いではなく、その原資の会社法上の違いによることとされた。」

「そして、会社法における剰余金の配当をその原資により区分すると、①利益剰余金のみを原資とするもの、②資本剰余金のみを原資とするもの及び③利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とするものという3類型が存在するところ、法人税法24条1項3号は、資本の払戻しについて「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）…」と規定しており、これは、同法23条1項1号の規定する「剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うものを除く。）」と対になったものであるから、このような両規定の文理等に照らせば、同法は、資本剰余金の額が減少する②及び③については24条1項3号の資本の払戻しに該当する旨を、それ以外の①については23条1項1号の剰余金の配当に該当する旨をそれぞれ規定したものと解される。」

「したがって、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、その全体が法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するものというべきである。」

(2) 争点2: 施行令23条1項3号は法24条3項の委任の範囲を超えない適法なものか

この点につき、最高裁は、以下のように述べました。

「法人税法は、資本部分と利益部分とをしゅん別するという基本的な考え方にたちつつも、会社財産の株主への払戻しについて、その原資の会社法上の違いにより23条1項1号と24条1項3号の適用を区別することとし、利益剰余金のみを原資とする払戻しは23条1項1号により、資本部分が含まれているか否かを問わず一律に利益部分の分配と扱った上でその全部又は一部を益金の額に算入しないこととする一方で、資本剰余金のみを原資とする払戻しは、24条1項3号により、資本部分の払戻しと利益部分の分配とに分け、後者の金額を23条1項1号の配当とみなすこととするという仕組みを採っているものといえることができる。」

「上記の仕組みに照らしてみれば、法人税法24条1項3号は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の場合には、そのうち利益剰余金を原資とする部分については、その全額を利益部分の分配として扱う一方で、資本剰余金を原資とする部分については、利益部分の分配と資本部分の払戻しとに分けることを想定した規定であり、利益剰余金を原資とする部分を資本部分の払戻しとして扱うことは予定していないものと解される。」

「法人税法24条3項の委任を受けて株式対応部分金額の計算方法について規定する法人税法施行令23条1項3号は、会社財産の払戻しについて、資本部分と利益部分の双方から純資産に占めるそれぞれの比率に従って比例的にされたものと捉えて株式対応部分金額を計算しようとするものであるところ、直前払戻等対応資本金額等の計算に用いる施行令規定割合を算出する際に分子となる金額…を当該資本の払戻しにより交付した金銭の額ではなく減少資本剰余金額とし、資本剰余金を原資とする部分の

みについて上記の比例的な計算を行うこととするものであるから、この計算方法の枠組みは、前記の同法の趣旨に適合するものであるということが出来る。しかしながら、簿価純資産価額が直前資本金額より少額である場合に限ってみれば、上記の計算方法では減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出されることとなり、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当において上記のような直前払戻等対応資本金額等が算出されると、利益剰余金を原資とする部分が資本部分の払戻しとして扱われることとなる。

「そうすると、株式対応部分金額の計算方法について定める法人税法施行令 23 条 1 項 3 号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。」

4. 検討

(1) 法 24 条 1 項 3 号所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義等について

本件では、まず、法 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)にいう「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」の意義が争点となりました。

控訴審判決は、この点につき、法 24 条 1 項 3 号の「資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…))」とは、①「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当」を意味し、したがって、同号は、資本剰余金を原資とする配当について適用され、②例外として、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、いずれの配当が先に行われたとみるかによって課税関係に差異が生ずるものについては、これを「資本の払戻し」と整理し、同配当は同号の規律に服すると解するのが相当であるとしていました。即ち、同判決によれば、資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資として配当が行われた場合には、原則として、資本剰余金を原資とする配当には法 24 条 1 項 3 号が、利益剰余金を原資とする配当には法 23 条 1 項 1 号がそれぞれ適用されることとなります。

これに対し、最高裁は、上記控訴審の判断については是認することができないとした上で、法 24 条 1 項 3 号にいう「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」は、①資本剰余金のみを原資とするものと②利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とするものの二つを含むものとし、第一審と同様の解釈を採用しました。同判決に従えば、資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資として配当が行われた場合には、これらをまとめて法 24 条 1 項 3 号(現行法 4 号)所定の「資本の払戻し」として処理することとなります。

この解釈は、第一審と同様、立案担当官の解説と整合的であると考えられます。即ち、平成 18 年度税制改正当時の税制改正に関する立案担当官の解説では、「今後は、手続きではなく払戻し原資に着目することとし、払戻し原資が利益剰余金のみである場合には利益部分の払戻し(法 23①の配当等)と、払戻し原資に資本剰余金が含まれている場合にはそれ以外の払戻し(資本部分と利益部分の払戻し(法 24①三のみなし配当))と規律することとしたものです」[下線筆者]と説明されており、最高裁の採用した解釈は、これに沿ったものとなっています。

(2) 争点 2: 施行令 23 条 1 項 3 号は法 24 条 3 項の委任の範囲を超えない適法なものか

ア 最高裁の判断の枠組み

最高裁は、本件更正処分が、本件配当の全体について、法 24 条 1 項 3 号に規定する資本の払戻しに該当するとしたうえで、同項柱書所定の株式対応部分の計算方法を示す法令 23 条 1 項 3 号の適法性について検討を進めています。

まずは、法 24 条 1 項 3 号について、その意図するところを確認しています。即ち、「利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当」については、その原資に着目して、①利益剰余金を原資とする部分については、その全額を利益部分の分配として扱う一方で、②資本剰余金を原資とする

¹『平成 18 年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2006)262 頁。

部分については、利益部分と資本部分とに分けることを想定していること、そして、③利益剰余金を原資とする部分を資本部分の払戻しとして扱うことは予定していないことを確認しています。

その上で、法 24 条 3 項の委任をうけて、「株式又は出資に対応する部分の金額」(以下「株式対応部分金額」)についての計算方法について定めた法令 23 条 1 項 3 号の規定の計算の枠組みについて、その計算上、資本剰余金を原資とする部分についてのみ資本部分と利益部分の比例的な計算を行うことを想定しているものであるため、基本的には、法人税法の趣旨に適合するものとしています。

法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 23 条 1 項 4 号)は、「株式又は出資に対応する部分の金額」について、以下の式により計算されるものと定めています。

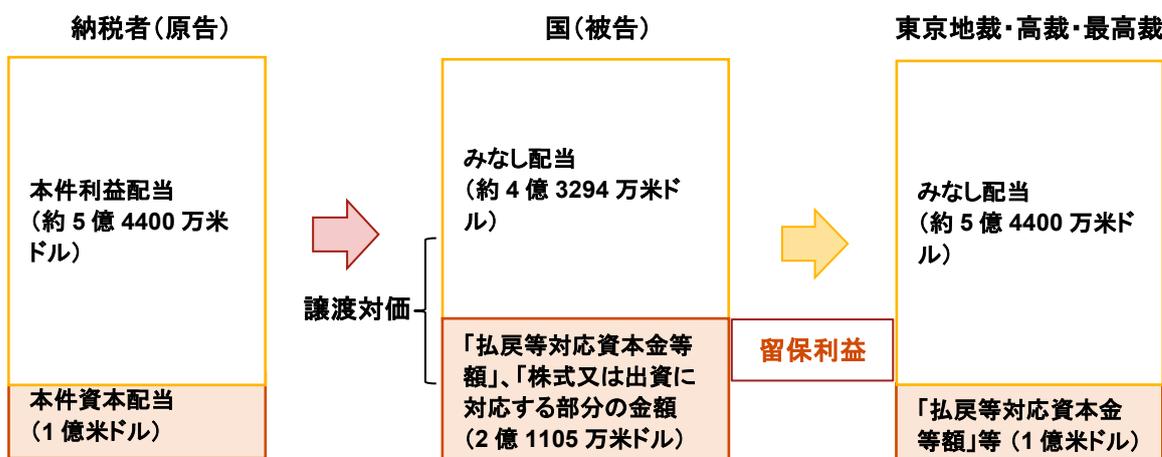
$$\text{① 株式対応部分金額} = \text{② 払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等} \times \frac{\text{③ 内国法人が当該直前に有していた払戻法人の当該払戻し等に係る株式の数}}{\text{④ 払戻法人の当該払戻し等に係る株式の総数}}$$

$$\text{② 払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等} = \text{⑤ 直前の資本金等の額}^2 \times \frac{\text{⑥ 減少資本剰余金額}}{\text{⑦ 簿価純資産価額}}$$

※ ただし、⑥/⑦の値が 1 を超える場合には、この値は 1 として取り扱われます。

しかしながら、この計算枠組みに従った場合には、配当を行う会社の簿価純資産価額が直前資本金より少額である場合に限れば、施行令の同規定に基づく計算方法では、減少資本剰余金を超える額が、株式対応部分金額として取り扱われることになり、結果として、利益剰余金を原資とする部分が資本部分の払戻しとして取り扱われることになることを指摘しています。

上記を踏まえ、最高裁は、法令 23 条 1 項 3 号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の株式対応部分金額の計算方法を定める部分は、「利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当」につき、「減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果」となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきであると、第一審及び控訴審と同様の判断を示して、国の上告を棄却しました。



² 本件においては、直前の資本金等の額は、2 億 1105 万米ドルでした。

イ 本件判決の射程～いかなる場合に委任の範囲を逸脱したものとして違法無効となるのか

本件判決で示された法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 4 号)の一部違法無効の判断に関する射程については、以下の点に留意する必要があります。

まずは、本件判決は、「**利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当**」が行われた場合における判断であり、例えば、資本剰余金のみを原資として行われた剰余金の配当が行われた場合については言及されていないということです。

次に、法令 23 条 1 項 3 号の規定の一部違法無効としたのは、あくまでも、「**減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果**」となる限りにおいてであって、基本的な計算方法については、法人税法の委任の趣旨に合致するものとして維持されている点です。なお、一般に、我が国では、会社法上の分配可能額規制等から、税務上の簿価純資産額が直前の資本金等の額より少額である場合に剰余金の配当が行われることは想定し難く、本件と同様の問題が生じ得るのは、主に、我が国の会社法制とは異なる外国法制の下で、日本の会社が外国子会社等より配当を受ける場面であると考えられます。

上記より、本件判決で示された法令 23 条 1 項 3 号(現行法令 4 号)の一部違法無効の判断に関する射程は、少なくとも①「**利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当**」が行われた場合であり、かつ②「**減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果**」となるときに限られるものと考えられます。

(3) 「資本剰余金と利益剰余金双方を原資として行われた剰余金の配当」となる基準

「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」が、資本剰余金と利益剰余金双方を原資とする配当を含むものとした場合、本来は、いかなる場合に、会社が行った配当が資本剰余金と利益剰余金双方を原資とする配当と判断されるのか、特に、本件においては、本件資本配当と本件利益配当は、同日付とはいえ、別の決議書に基づいて行われているため、本件の配当は、資本剰余金と利益剰余金双方を原資とする配当となるのか、という点が論理的には問題となりうると考えられます。

控訴審においては、本件利益配当と本件資本配当が、私法上、別個のものか、単一のものかという点について、「本件の経緯に鑑みて」判断がされました。東京高裁は、本件利益配当と本件資本配当は、たとえ一つの同意書によって決議されたといっても、決議書自体が別個のものである以上、私法上別個の決議がされたと評価される旨指摘した上で、LLC 契約上の規定により、本件配当を含む分配は、「役員会が決定した時期及び総額において社員に対して行うものとする」と規定されていること等から、本件資本配当に係る決議及び本件利益配当に係る決議は、別個のものとして順次、かつ、各配当の承認のほか、これらを実行することを含むものであったと認められる旨判示していました。

しかし、最高裁においては、この点に関する判断は示されませんでした。最高裁は、本件配当全体を一体として「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」であることを前提として、法令 23 条 1 項 3 号に基づく計算結果を問題としています。即ち、最高裁はこの点について特に明示的に判断を示しておらず、本件配当全体が、どのような基準をもって全体として「資本剰余金と利益剰余金双方を原資として行われた剰余金の配当」(「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」)と判断されたのかという点が明らかではありません。

従って、実務上、今後子会社等から配当を受領する場合にあたって、誤解や無用な議論を招かぬよう、決議日や効力発生日を別日として明確に別個の配当であることが示されるような取扱いをすることも一つの検討事項となるものと考えられます。

5. 最後に

本件判決は、「資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当」に係る我が国の税法上の取扱いについて、法 24 条 1 項 3 号所定の「資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)…」の意義を明確にした上で、更には法令 24 条 1 項 3 号の適法性について判示したものであり、実務において、子会社等からの資金還流を行うケース等において検討又は考慮すべき重要な判決であると考えられます。

なお、本件判決で争点とされた法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号並びに法令 23 条 1 項 3 号の各規定の解釈・適用に係る問題は、現行法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 4 号並びに現行法令 23 条 1 項 4 号の規定においても同様に当てはまるものと考えられますので、本件判決の各判示は現行法の規定の適用・解釈において参照されるべきものと考えられます。

また、本件判決(一定の場合における法人税法施行令の規定一部違法無効)を踏まえて、現行の法人税法施行令 23 条 1 項 4 号に関する改正の動向についても、注目されるところです。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001(代表)

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロジェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

弁護士

岡本 高太郎

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。